

## ✿ 貨物概要

新鮮な卵とでん粉、食塩、醤油、味醂及び砂糖（全重量の2%以下）を混ぜ合わせて焼き上げた後、冷凍したもの。

## ✿ 分類

関税率表第 2106.90 号—2—(2)—E—(b)—ハ—(ロ)—II—(II)（統計番号 2106.90-299）のその他の調製食料品

## ✿ 分類理由

関税率表解説第 04.08 項（殻付きでない鳥卵及び卵黄）の除外規定(b)は、「調味料、香辛料又はその他の添加剤を含有する卵の調製品（21.06）」と例示されています。

食塩、醤油、味醂及び砂糖等の調味料並びにでん粉を使用して焼き上げた物品であり、本品に加えられた砂糖の含有量が全重量の2%以下であるため、「関税率表第 19.02 項、第 20.01 項から 20.05 項まで、第 20.08 項（第 1212.21 号の物品のものに限る）及び第 21.06 項における「砂糖を加えたもの」の解釈について」（国内分類例規）の(1)により、砂糖を加えていないその他の調製食料品として上記のとおり分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。  
(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)